

近代化と家族

——イギリス産業革命期における

家族の変質過程を事例として——

竹 安 栄 子

はじめに

今日多数の社会学者によって採用されている家族の分類概念に、「核家族」と「拡大家族」とがある。これらの概念を最初に用いたマードックの定義によれば、核家族は夫と妻と未婚の子女から成る単位であり、これと対置せられるところの拡大家族は、親・子の間の紐帯や兄弟姉妹間の紐帯のような血縁的キンシップ紐帯によって結合された、二つないしはそれ以上の核家族によって構成される家族を意味する¹⁾。

ところで、この複数の核家族の結合の結果成立する拡大家族の存在は、これを規定する経済的社会的諸条件に依存しており、この意味で、核家族と拡大家族の概念は、単に家族をその成員と世代の数の大小を基準として形式的に分類する概念であるばかりでなく、また家族形態の歴史的变化を記述する概念としても用いられる。この視点より、グードをはじめとして多数の研究者が、「拡大家族から核家族へ」という家族の発展図式を立てている²⁾。

すなわち、産業化の進展は、伝統的家族体系＝拡大家族を崩壊に導く一方、核家族化を促進し、したがって、核家族はまさに社会の近代化の所産

であるとする見解である。そこで本稿は、イギリス産業革命期における家族の変動の過程を跡づけることにより、この発展図式を批判的に吟味するとともに、家族が営む機能の変化が家族成員間の社会関係にいかなる影響を及ぼすかを明らかにし、これによって家族の結合原理における質的变化が社会の近代化と如何なる対応関係にあるかを検討することを意図するものである。

I 封建制期における

イギリス家族の一般的特質

先述の家族の発展図式に従えば、封建制期のイギリス家族は一般に拡大家族形態をとっていたと想定される。この立場に立つ論者として例えば G. C. ホーマンズを挙げることができるが、これに対して、近年盛んとなった個別事例的歴史研究の分野から、イギリスでは中世を通じて拡大家族が優位を占めていた証拠は見い出されない、との異論が提起されている³⁾。そこで、封建制期のイギリス家族の一般的特質を考察するにあたって、まず最初に世帯の成員規模を明らかにしたい。

ホーマンズによれば、13世紀のイギリス保有農民は次の四つの部類の人々を構成員とするところの世帯において自己の保有地を経営していた。す

1) G. P. Murdock, *Social Structure*, 1949, pp. 1—2.

2) Michael Gordon, *The Nuclear Family in Crisis: The Search for an Alternative*, 1972, p. 2; Alan C. Kerckhoff, 'The Structure of the Conjugal Relationship in Industrial Societies', in M. B. Sussman and B. E. Cogswell (eds.), *Cross-National Family Research*, 1972, pp. 54—55; William J. Good, *The Family*, 1964, p. 103.

3) Joan Thirsk, 'The Family', *Past and Present*, vol. 27, 1964, p. 117; M. Gordon, op. cit., 1972, p. 2; J. C. Russell, 'Late Medieval Population Patterns', *Speculum*, vol. 20, 1945, pp. 157—171; J. Krause, 'The Medieval Household: Large or Small?', *The Economic History Review*, vol. 9, 1957, pp. 420—432; H. E. Hallam, 'Some Thirteenth-Century Censuses', *The Economic History Review*, vol. 10, 1958, pp. 340—361.

なわち、(一)保有農民の直接の家族員である妻と子供達、(二)彼の他のキンとしての両親と未婚の兄弟姉妹、(三)彼の家で寝食を共にする未婚のサーヴァント *servientes*、(四)屋敷敷内に自分自身の小屋を与えられた既婚のサーヴァント、すなわち小屋住農 *cotters*、である⁴⁾。このホームズンの保有農民の世帯の把握に対して、次の二点を指摘せねばならない。第一点は、保有農民が隷属的非血縁者たるサーヴァントを自己の世帯内に包み込んでいたと主張する点である。これに関しては、後段で詳細に検討することにして、いまは注意を喚起するに留める。第二点は、保有農民層にとって両親との同居が一般的であったと述べる点である。ホームズンは、この根拠として一子相続制と生前譲渡の慣行を挙げるが、彼がそれを検証する具体的資料は、ただ一荘園の事例のみを引用するにすぎない⁵⁾。確かに、イギリス中部など一部地域で生前譲渡の慣行が存在していた事実はこれまでに確認されている。しかしそれは、両親のいずれか一方が死亡し、さらに老齢のため働けなくなった親が、子供による扶養の保証を獲得するために行なった特殊な相続形式であり⁶⁾、この慣行の存在によって、保有農民の両親との同居の一般性を断定することは困難だと思われる。そこで世帯員数の実態を確認するために、「ケンブリッジ大学、人口及び社会構造史研究グループ」が発表した16世紀から19世紀の間の世帯規模の一般的動向に関する報告を検討する。

この報告は、1574年から1821年までの100の教区人別帳を基礎に作成されたものであるが、それによれば、16世紀以降20世紀に至るまで、かなりの恒常性をもって平均世帯規模は4.75人前後を示している〔表Ⅰ-1〕。さらにいずれの時点においても、拡大家族が存在した痕跡は発見されなかつ

〔表Ⅰ-1〕イングランドの100の教区における平均世帯規模 1564—1821年、および、イングランドとウェールズの国勢調査における平均世帯規模 1801—1961年

年	平均世帯規模 (人)	指 数 (4.75=100)
1564~1649 (n = 5)	5.073	106.8
{1650~1749 (n = 45)}	{4.696	{98.9
{1650~1749 (n = 36)*}	{4.502*}	{94.8
ケント1705 (n = 34)	4.434	93.3
1740~1821 (n = 50)	4.776	100.5
{1564~1821 (n = 100)}	{4.768	{100.4
{1564~1821 (n = 91)*}	{4.722*}	{99.4
1801	4.69	98.7
1811	4.74	99.8
1821	4.81	101.3
1831	4.77	100.4
1841	不 明	
1851	4.83	101.7
1861	4.47	94.1
1871	4.50	94.7
1881	4.61	97.1
1891	4.73	99.6
1901	4.62	97.3
1911	4.65	97.9
1921	4.14	87.2
1931	3.72	78.3
1941	国勢調査が行なわれなかった	
1951	3.19	67.2
1961	3.07	64.6

註1: “n” は、資料として用いた教区数を表わす。

註2: * は、ロンドンを除いたもの。

註3: Peter Laslett, ‘Size and Structure of the Household in England over Three Centuries’, *Population Studies*, vol. 23, 1969, p. 210 より。

た⁷⁾。しかし世帯規模別世帯数〔図Ⅰ-1〕をみると、平均世帯規模以上の世帯（5人以上の世帯）の数が全体の47.8%を占めている。このように規模の大きい世帯を生み出した原因としては、子供の数とキンの同居が考えられる。しかし表Ⅰ-2

4) G. C. Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century*, 1941, pp. 209—212. なおホームズンは、「世帯」 *household* を、同一保有地の経営に従事する人々の労働単位と理解し、家屋を異にして生活する小屋住農をも保有農民の世帯構成員に含めている。しかし、通常人口統計学において、「世帯」の語は同一住居内で寝食を共にする人々の居住単位として用いられている。したがって本稿でも、以下、後者の意味で「世帯」の語を使用し、保有農民も小屋住農も、ともに独立の世帯を構成するものとして扱うことをお断りしておく。

5) *Ibid.*, pp. 145—158, 213—214, 444.

6) Jack Goody, ‘Inheritance, Property and Women’, in J. Goody, J. Thirsk, and E. P. Thompson (eds.), *Family and Inheritance: Rural Society in Western Europe, 1200—1800*, 1976, pp. 18 ff.

7) Peter Laslett, ‘Size and Structure of the Household in England over Three Centuries’, *Population Studies*, vol. 23, 1969, pp. 200, 210.

〔表Ⅰ-2〕一世帯当りの子供数

	N	平均割合
一人世帯における子供の割合	66	11.2%
二人 "	66	18.4%
三人 "	66	23.1%
四人 "	66	18.1%
五人 "	66	13.4%
六人 "	66	7.7%
七人以上 "	66	7.2%

註1: "N"は資料として用いた教区数を示すものである。

註2: ここでいう「子供」は、20才未満の男女を意味する。

註3: Petter Laslett, op. cit., p. 217 より。

に示すように、一世帯当りの子供数は必ずしも世帯規模と相関してはいない。次にキンとの同居であるが、46教区中キンとの同居世帯は10.1%にすぎず、全住民中にキンが占める割合(3.4%)の小さいことを考え合わせると、これも決定的要因とはいえない〔表Ⅰ-3〕。このことは、世代数別世帯数をみるとより確実なものとなる。すなわち、61の教区のうち、二世帯世帯が70.4%を占めているのに対して三世帯世帯は5.8%にすぎない⁸⁾。こ

〔表Ⅰ-3〕子供、同居キン、サーヴァント

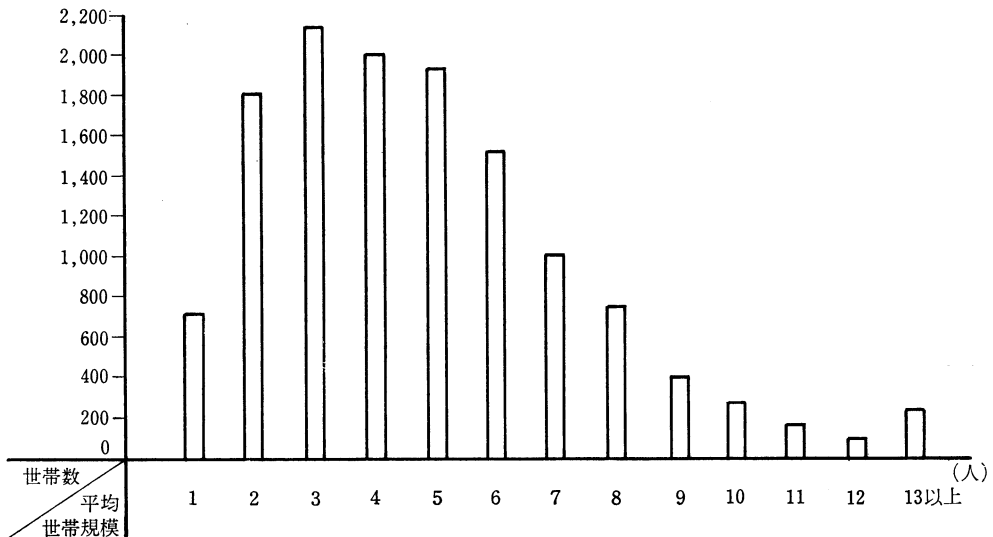
	N	総平均	各教区別平均を平均した数値
全住民中の子供数(割合)	66	42.6%	41.5%
全世帯中の子供をもつ世帯(")	66	74.6%	73.9%
全住民中、同居のキンの占める割合	46	3.4%	3.7%
全世帯中、同居キンをもつ世帯の占める割合	46	10.1%	11.7%
同居キン中、妻方キンに対する夫方キンの比率	42		163.4
全住民中、サーヴァントの占める割合	63	13.4%	14.6%
全世帯中、サーヴァントをもつ世帯の割合	66	28.5%	32.9%

註: Peter Laslett, op. cit., pp. 217—219 にもとづき作成。

れは、年若い両親との同居が一般的であるというホームズズの主張とは反対の事実である⁹⁾。

さて、世帯規模を大ならしめるもっとも有力な要因と考えられるのは、サーヴァントの存在である。社会的地位別に各々の平均世帯規模を検討すると、世帯規模の大小とサーヴァントを持つ世帯の割合とが密接な相関関係にある。すなわち、

〔図Ⅰ-1〕世帯規模別世帯数の分布



註: Peter Laslett, op. cit, 1969, p. 208.

8) Ibid., pp. 219—220.

9) このように三世帯世帯の割合が低い理由として、当時の人々の ①平均寿命が短かったこと、②結婚年齢が高かったこと、の二点が考えられる。これについては、Lutz K. Berkner, 'Recent Research on the History of the Family in Western Europe', *Journal of Marriage and the Family*, vol. 35, 1973; E. A. Wrigley, *Industrial Growth and Population Change*, 1961. を参照されたい。

〔表I-4〕社会的地位別の世帯に関するデータ

社会的地位	社会的地位別 世帯数		社会的地位別平均 世帯規模			世帯構成員中 の子供数		社会的地位ご とのキンとの 同居世帯数		社会的地位ご とのサーヴァント をもつ世帯数	
	N	全世帯中で 占める割合 平均(%)	N*	総平均 (人)	各教区別 平均(人)	N*	総平均 (人)	N*	割合平均 (%)	N*	割合平均 (%)
1 ジェントルマン	59	6.1	26	6.63	7.54	26	2.94	16	27.6	18	84.1
2 僧 侶	59	0.9	25	5.83	5.60	12	3.53	12	25.0	16	81.2
3 ヨ ー マ ン	59	7.2	21	5.91	5.70	17	2.76	9	17.0	14	71.9
4 ハズバンドマン	59	18.6	35	5.09	5.39	33	3.10	14	17.3	21	46.8
5 商 人 と 職 人	59	30.6	40	4.65	4.72	42	2.90	18	12.3	25	23.3
6 労 働 者	59	14.8	33	4.51	4.34	32	2.70	16	7.9	21	2.2
7 貧 民	59	4.2	16	3.96	3.74	13	2.34	6	7.7	26	13.9
8 そ の 他	59	17.6	39	3.72	3.59	37	2.31	18	15.0	26	
9 不 明	59		19	4.29							

註1：*は、59教区の中からデータの不十分な教区を除いたもの。

註2：Laslett Peter, op. cit., 1969, pp. 220—222 に基づき作成。

表I-4に示したように、平均世帯規模は社会的地位が高くなるほど大きく、またサーヴァントを含む世帯の割合も社会的地位が高まるにつれて上昇している。したがって世帯規模を大ならしめる最大の要因は、キンの同居ではなくサーヴァントの存在であったといえることができる¹⁰⁾。

以上みてきたように、封建制期のイギリスでは、傍系親族が世帯に含まれるというホームズが主張するような事例はまれで、一般には、その世帯は夫と妻と一〜二名の子供、そして一名ないしは二名のサーヴァントから構成されていた。したがって非血縁者を除く場合、家族¹¹⁾は、その構成員に傍系親族が含まれていないという点からみるならば、大家族形態ではなく、核家族形態をとっていたといえる。問題は、世帯内におけるサーヴァントの社会関係が、如何なる結合の質的内容規定をもっていたかにある。そしてこの点が、本稿の考察の対象が家族であるにもかかわらず、これまで世帯の規模を考察してきた理由である。すなわち、封建制期の家族の特徴は、単にその形態

の中に求められるのではなく、家族の機能と構成員間の結合原理に求められる必要があり、しかもその機能は、世帯を単位として営まれていたと考えるからである。

周知のごとく、近代以前において、家族は多くの機能を営む生活共同体であった。そして家族がこれらの諸機能を、社会の分化に伴って、他の専門的単位に移譲する過程が、機能次元で考えた家族の歴史的発展の過程だといえる¹²⁾。大家族から核家族へという図式も、この機能の分散移譲の視点を含むものであり、大家族の成立要因の一つは、この家族の営む機能の複雑性にあったといえる¹³⁾。イギリスにおいても、中世期には、国家権力の増大の結果、家族は政治的機能を喪失しつつあったが、経済生活の面においては、家族は生産を自ら営む自足的統体であった。しかしながら、封建制期のイギリス家族は、この経済的機能を充足するために、キンシップ紐帯に依存するのではなく、外部からサーヴァントや徒弟などの非血縁者を吸収したのであった。換言するならば、

10) P. Laslett, op. cit., 1969, pp. 199—223.

11) なお、念のために指摘しておくが、本稿では、「家族」の語を次のラスレットの定義にしたがって用いている。すなわち、①その成員は、同じ屋根の下で定期的に眠り (a locational criterion), ②多くの活動を共有し (a functional criterion), ③血によって、あるいは婚姻によって、あるいは養子縁組によって相互に関係づけられている (a kinship criterion) 人々の集団が、「家族」である。これに対して、先に触れた「世帯」は (註4), ①と②の条件のみを満たす集団を意味する。P. Laslett, *Household and Family in Past Time*, 1972, p. 25.

12) N. J. Smelser, 'Mechanism of Social Change and Adjustment to Change', in W. A. Faunce and W. H. Form (eds.), *Comparative Perspectives on Industrial Society*, 1969, pp. 41.

13) 清水盛光, 『家族』, 1964, 135—136頁。

イギリス封建制期の世帯における非血縁者の存在は、家族の営む機能に起因しており、それ故に家族内の社会関係に大きな影響を及ぼしたと考えられる。そこで次に、家族機能と密接な関連をもつ非血縁者の吸収という点を手掛りに、世帯成員間の社会関係を検討し、封建制期の家族の特質を明らかにしたい。

ラスレットは、封建制期の世帯構成員間の関係の特徴として、徒弟は労働者であると同時に主人の核外の **extra** 子供であり、他方主人の子供は労働者であったことを指摘する¹⁴⁾。この点をガイガーは、家族の機能の二重性によって説明する。すなわち、家族は家庭であると同時に財生産の単位でもあった。この家族の二重の機能が二つの方向に作用した。労働関係は今日よりも人格的であった代りに、世帯構成員に対する関係において家父は高度に権威的で、前者の後者に対する尊敬の距離が両者を分離した、と¹⁵⁾。ここに指摘されているように、機能の融合は、親一子と主人一非血縁労働者という本来異質の結合原理に基づく二つの社会関係を、あたかも相等しい、同質の社会関係であるかのごとくに現象せしめたのであるが、これを可能にしたメカニズムは一体何であったのだろうか。

われわれは、このメカニズムとして家父長制的支配関係を指摘したい。清水盛光は、家父長権を家族統制の必要の所産と捉え、家族が強い統一性を必要とする原因として、それが営む多数の機能の融合をあげる。すなわち、家族機能の複雑性は、家族成員がそれらの機能の一つ一つを紐帯として固く結び合わされなければならなかったが故に、家族に強い統一性を必要とさせる。そこで、家族財産の唯一人の管理者たる家長は、家族機能を統制する者として家族を代表し、それによって家族を結集せしめるための紐帯の役割を果たしたので

ある¹⁶⁾。

家族統一の維持を成立根拠とする家父長制的構造は、M. ウェーバーが、その本質上、即物的、非人格的な目的への奉仕義務に基づくものではなく、これとは反対に、厳密に人格的なピエテート関係に基づいている¹⁷⁾、と述べるように、家父長制的支配関係を構成している社会関係のもつ結合の質は、その力の根拠とは逆にむしろ人格的である。先述のガイガーの指摘する二つの社会関係は、この結合の二重の性質にはかならない。第一は、純粋に日常的な共同生活の結果与えられる生活共同体に、第二は仕事の共同体に基づいている。結合の二つの性質は、二つの結合原理をもつ。第一は、現実的あるいは観念的血の共同の結合原理であって、第二は、仕事の共同の結合原理である。この二つの結合原理は、相互に矛盾する異質の結合原理であるが、家父長の人格が他の成員の人格を吸収し、同一化することによって成立する人格融合によりこの両者は統合される。したがって、そこでの親一子の関係は、対等の人格を有する個人と個人との関係ではなく、二つの結合原理の統合の結果としての支配一服従の関係であった。一方、現実的には家族構成員でない非血縁労働者は、家長に対して、その子供とともに、神聖化された家長権を共同にすることによって、家父長制的家族の成員となる。すなわち、そこでの主人と労働者との関係は、近代的な意味での雇用関係ではなく、擬制的親子関係であった。

封建制期のイギリス家族を、世代数と成員数の大小とを分類基準に含むところの拡大家族と核家族の概念で一般的に特徴づけることは困難であり、それに対して、多数の機能を営む生活共同体として家族を貫ぬく結合原理によって、家父長制的家族としてその特徴を示してきた¹⁸⁾。家父長制的支配が、諸機能のゆ着によって成立するという

14) P. Laslett, *The World We Have Lost*, 1965, pp. 2—3.

15) T. Geiger, *Die Gesellschaft zwischen Pathos und Nüchternheit*, (大本晋訳、『激情と思慮の間の社会』, 1973, 47頁)。

16) 清水盛光, 前掲書, 1964, pp. 130—136.

17) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4 Aufl., 1956, S. 588 (世良晃志郎訳、『支配の社会学』, I, 143頁)。

18) なお、ここで一言断わっておかねばならないが、封建制期におけるイギリスの家族を家父長制的家族と捉えることは、その家長権が、古代ローマにおける家父長制的家族のそれと同じであることを意味するものではない。大塚久雄が指摘するように、その家長権は、古代ローマの家長権と比べて、家族およびそこに吸収されている非血縁者に対する支配力が不徹底なものであるばかりでなく、支配の様式においても異なっていた。大塚久雄, 『共同体の基礎理論』, 『大塚久雄著作集』第7巻所収, 1955, 85—86頁。

ことは、社会の分化に伴って家族が諸機能を他の専門的単位に移譲した時、家族の結合原理が変化することを意味する。この家族の変質過程を跡づけるための事例として、木綿産業部門に従事する農民家族をとりあげ、彼らが、産業革命の前夜に、これまで考察してきた封建制期のイギリス家族一般と同じ姿をとっていたか否かを次に検討することにしよう。

II 産業革命前のランカシャー

農民家族

世界史上類いまれな生産様式の変革をもたらしたイギリス産業革命は、単に経済領域に留まらず、人間生活の全領域に変革の波紋を巻き起こした。この革命の幕が切って落とされたのは、ランカシャー農村地帯においてであった。イギリス産業革命は、紡績機の発明とその充用の開始をみる18世紀の60年代を始期とし、そして二世紀にわたるマニュファクチャー時代を通じていわゆる国民的産業の基軸を形づくってきた織布工層の破滅と工場立法の本格的打ち出しの開始をもって終期とされている¹⁾。この約80年間にわたって徐々に進行的木綿織布工の窮乏化の過程は、マルクスをして世界史上他に例をみない、破滅以上に怖ろしい光景²⁾と言わしめるものであった。本稿で、ランカシャーの木綿産業部門に従事する労働者家族を事例としてとりあげる根拠は、まさにこの点にある。他の産業部門に先立ち、木綿織布工が体験した変革の嵐は、産業革命が人々の生活に及ぼした影響を、最初であるが故により劇的に、かつより純粹にわれわれに物語るものであると考えられるからである。

イギリス産業革命の始期を1760年ごろに設定することは、今日広く承認されているところである。しかしながら産業革命は、それまで続いていた農村的な、実質上無階級のコモンウェルスの時

代を突如として粉碎して始まった³⁾のではなかった。それは、マルクスのいう「本来のマニュファクチャー」の時代に、すなわち16世紀以来二世紀にわたって準備されてきていた継続的な革命的変化であった。したがって、産業革命期の織布工家族の変質過程を跡づけるためには、この「本来のマニュファクチャー」の時代に、彼らがどのような家族の在り方をとっていたかを前もって明らかにしておく必要がある。そこで本章では、ランカシャーの織布工＝小親方 *small master* 層の形成過程を追究する作業を通して、彼らの家族の特質を検討する。

大塚久雄が、「生活に必要なものの一部を自給しようような区画の土地を保有する農村の中産的生産者層」⁴⁾と規定するところのこの織布工の生成過程は、同時に封建的土地所有の解体過程にほかならなかった。したがって、織布工家族の具体的な姿を描き出すために、封建制期のランカシャーにおける農業構造の特殊性について若干言及しておきたい。

すでにコスミンスキーなどによっていわゆる「非荘園所領」“*non-manorial*”⁵⁾と規定されているように、ランカシャーでは封建的大土地所有、とりわけ領主直営地はきわめて未発達であり、沼地や丘原とほとんど択ぶところのない一面の荒蕪地の中に変則的な荘園が見い出されるのみであった。しかも、農業経営形態としては、中世ヨーロッパの荘園制を特徴づける厳格な三圃制ないしは二圃制をとらず、かつルースな地条制のために早くから小屋住農なみの小保有地 *small holding* が散在的に形成されつつあった⁶⁾。ところで、ランカシャーは、地味がきわめて貧瘠であったため、生計を維持するための農業経営には、このような小保有地（大てい15～30エーカー）では不充分であった。そこで、ランカシャー東部の峡谷地帯では毛織物工業、西部平坦地帯ではアイルランド産の麻糸を原料にした麻織物工業が、いずれもこの

1) 大塚久雄、「産業革命と資本主義」、『著作集』第五巻所収、1953、438頁。

2) カール・マルクス、向坂逸郎訳、『資本論Ⅱ』、第一部、第十三章、421頁。

3) アーノルド・トインビー、原田三郎他訳、『イギリス産業革命史論』上巻、1950。

4) 大塚久雄、「綜画運動と農村工業」、『著作集』第五巻所収、1948、275頁。

5) E. A. Kosminsky, 'Services and Money Rents in the Thirteenth Century', *Economic History Review*, vol. 2, 1935, pp. 38ff.

6) H. L. Gray, *English Field System*, 1959, pp. 403—405.

ような小土地保有農民 **small holder** の収入の一半を補う副業としてかなりの規模で営まれており、両工業の経営的・技術的基盤の上に、16世紀以降綿織物業が成長したのである⁷⁾。

このようにランカシャーでは、聚落＝耕地様式としてのランリッグ制 **system of runrig** 故に、13～14世紀からすでに綜画への傾向を示していたのであったが、この特殊な土地所有制度は、16～17世紀以降に進行した綜画運動にもきわめて特異な様相を展開せしめることとなった。一般に、近世イギリス経済史上における「綜画運動」**Enclosure Movement** を考える時、ただちに脳裡に浮かぶのは、あの「農民の流離」を惹起した「大綜画地」の形成である。ところがランカシャーの綜画運動は、小農民を土地から追放するどころか、逆に他地方における綜画運動が創出したおびただしい浮浪民を吸収しつつ多数の小土地保有農民を生成していったのである。ワーズワースが、この綜画運動をして多数の「小土地保有層」の成長と、したがって農村工業の拡張を促すところの破局的ではなく建設的な過程であった⁸⁾、と述べるごとく、まさにこの「小綜画地」の創出過程こそ、あのマニュファクチャー期の農村の基軸をなすところの「中産的生産者層」の量的拡大過程に他ならなかったのである。

では、この小綜画地はどのような方法で創り出され、かつまた、そこで営まれた経営は如何なる形態をとっていたのであろうか。大塚久雄は、小綜画地が形成された方法について次の二つを指摘している。(一)旧来の保有地が再分割されると同時に、不規則に分散した地条が合意の交換により統合された。(二)荒蕪地への入植によって新たな保有地が形成された。後者の場合には、しばしば領主の意志に反して浮浪民が **squatters** として荒蕪地に入り込み、「下から」小綜画地を作り出していたが、18世紀に入り、領主と浮浪民の軋轢が減

少してくるとともに、『綜画条例』による「上から」の綜画ないしは合意による綜画が一般に行なわれるようになった⁹⁾。ここで注意されねばならないのは、浮浪民たちが小区画の土地を保有するに至る過程である。荒蕪地における **squatters** の居すわりを考慮に入れるならば、浮浪民がただちに小綜画地の保有者となった場合も想定されるが、それよりはむしろ、救貧法 **poor law** による就業強制によって小親方層のもとへ徒弟として送り込まれ、この住み込みの徒弟が雇職人の地位をへて、親方に成り上がり、小綜画地の保有者となったと推測される。というのは、当時はまだ主人一雇人の関係が固定せず、住み込みの徒弟が小綜画地の借地人やさらには所有者にさえ転化した事実がしばしば見い出されるからである¹⁰⁾。

さて、このような小綜画地を基盤とした小親方の経営について、ワーズワースは次のように述べている。彼らは、賃借ないしは所有する小区画の土地で、食糧の自給のための農・牧業を営むかわら、一台あるいは二台の織機を保有し、妻や子供、二・三人の住み込みの徒弟、さらには近隣の小屋住農の力を借りて、**spinning, winding, warping, weaving** を営んでいた¹¹⁾。このように、ランカシャーでは農・工両経営の結合はきわめて顕著であり、ひいてはこれが単なる農耕や牧畜の場合とは比較にならない程大きな人口収容力を生み出した原因となっていた。

以上、封建制期から初期資本主義の時代にかけてのランカシャーについて、織布工＝中産的生産者層が形成される過程とその経営形態を、きわめて大雑把にはあるが考察してきた。そこで以上の考察で指摘された諸点をふまえて織布工家族の形態を次に検討する。

織物業が、農業と密接に結合しつつ家族経営の形で営まれたということ、すなわち家内工業 **domestic industry** の形態をとっていたということ

7) A. P. Wadsworth and J. De L. Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600—1780*, 1931, pp. 3—38.

8) Ibid., pp. 26, 321.

9) 大塚久雄, 「綜画運動と農村工業」, 295—296頁。

10) H. Heaton, *The Yorkshire Wollen and Worsted Industries from the Earliest Times up to the Industrial Revolution*, 1920, pp. 291ff.

11) A. P. Wadsworth and J. De L. Mann, op. cit., pp. 27—28, 333—339.

は、家族を考察する視点よりすれば、織布工家族に家父長権の成立の基礎を与えるという意義をもつ。われわれは先に、家父長権は家族統一の必要に成立根拠をもち、その必要性は、家族の営む多数の機能の統合と相異なる二つの結合原理の融合から生じることを明らかにしてきた。いまやランカシャーの農民＝織布工家族に対しても、以前と同様の推論を進めることが可能であると考ええる。織布工家族もまた家庭であると同時に財生産の単位であり、そこに吸収された徒弟や雇職人は家族員と同様にみなされ、家族の各成員と共に家父長の監督下にあったのである。したがって、産業革命前のランカシャー織布工家族においても、現実的ないしは観念的血の共同の結合原理と仕事の共同の結合原理の二つが統合されており、かかる点よりして、織布工家族を家父長制的家族と特徴づけることができる。しかしながら、そこに成立した家父長権は、すでに示しておいたところの封建制期のイギリス家族一般におけるそれとは決して同質ではなかった。

ランカシャーでは早くから綜画が行なわれていたのは先にみた通りであるが、早期からの綜画を可能ならしめた重要な要因として、この地方に独特の相続制度＝分割相続制が指摘されている。封建制下のイギリスでは、一般に、土地と労働手段との統合・統一性を維持するため、荘園領主側よりの要請により、単独不分割相続制 *impartible inheritance* がとられ、土地は分割することなく大ていは長子によって相続され（長子相続制 *primogeniture*）、その他の家族成員は相続、したがって土地保有から排除されていた¹²⁾。これに対してケルト的慣習が根強く残るランカシャーでは、保有地ないしは動産がすべての子供に均分に相続されていた¹³⁾。すなわち、遺言状により、あるいは時として親の生存中に保有地が分割されてすべての子供に相続されるか、ないしは再分割するには保有地面積が狭小過ぎる場合には、家畜や貨幣が子供たちに分け与えられ、これを元手に次子以下の子供たちも、領主の許可の下に広大に拡がっ

ていた荒蕪地に入植し、保有農民になりえたのであった。かかる分割相続制は、家族形態の上では、家族の分裂すなわち核家族化という影響を及ぼす。が、それが家族に与えるもう一つの、そしてより重要と思われる作用は、家長権の分散＝弱化である。すべての子供が財産の分与に与りえたということは、彼らもいつの日か家長権を移譲されるということの意味する。したがって、彼らは親の家にとどまっている間は、たしかに家長権の服従者であるが、しかしそこでの家族成員の家父長に対する関係は、家長権の継続予定者としての、すなわちなに程か人格を認められた個人としての関係であった。

これまで考察してきたことから、ランカシャーの織布工家族は、それが営む機能と家族の各成員間の結合のレベルからみれば、封建制期のイギリス家族の一般的特質として規定した「家父長制的家族」の姿をとっていた。しかしながら、織布工家族においては、単独不分割相続制をとるイギリス封建制期の家族に比べて、各成員は家長権に服しながらも、財産の私的占取において、家父長に対してより独立した地位をもつようになっていたのである。換言するならば、そこには、自立的な個人同士の関係としての親―子の関係の萌芽が見い出される。そしてまさにこの点が、ランカシャーにおいて18世紀以降の産業革命を推進した一つの要因ではなかっただろうか。

III 産業化と家族の変質過程

これまで、産業革命前のランカシャーの農民家族が、家長権の家族に対する支配力は不徹底ではあるが、家父長制的家族の姿をとっていたことを明らかにしてきた。そこで次に、産業化の進展によって、農民家族がそれまで担っていた諸機能を喪失し、その結果家父長制的家族から離脱していく過程を跡づけていきたい。これがために、木綿産業部門における技術革新の結果生じた変化を、スメルサーに従って、次の三つのテクノロジーの

12) 吉岡昭彦, 「西ヨーロッパの地主制」, 『西洋経済史講座』第三巻所収, 120頁。

13) H. C. Gray, op. cit., p. 405; Margaret Spufford, 'Peasant Inheritance Customs and Land Distribution Cambridge in shire from 16th to 18th Centuries', in Goody, Thirsk, and Thompson(eds.), *Family and Inheritance*, 1976, pp. 157—158.

発展段階に区分して検討する¹⁾。すなわち、1) 1770~1790年、2) 1790~1820年、3) 1820~1840年の三段階である。

1) 1770~1790年

この時期は、紡績部門ではジェニー紡績機やミュール紡績機が、既存の家内制工業に導入され、さらに工場体系に組み込まれた段階であり、一方織布部門では手織工の全盛時代であった。

ジェニー紡績機は、女性にも容易に操作しえたので、それは女性の収入を高めるのに役立った。しかもそれは、小型で製作費も安価であり、したがって既存の家内工業体制によく適合していた²⁾。さらに紡績能力が増加したため、もはや織布工は糸の不足を嘆く必要はなく、紡績と歩調を合わせて機を織ることができるようになった。そこでジェニー紡績機の導入は、父親の地位に変化をもたらすどころか家族経済を強化することになった³⁾。このために、織布工家族は従来の農・工業が密接に結合した経営形態を放棄して、紡織を専業とすることになった⁴⁾。さらに1780年代に至って、水力紡績機やミュール紡績機が発明されると、女子ジェニー紡績工や手紡績工は、水力紡績工場や男子熟練工に取って代られ、19世紀初頭までにほとんど消滅してしまった。

したがってこのようなジェニー紡績機の発明に始まる一連の動きは、少なくとも1780年代までは父親=家父長の地位に何ら変化をもたらさなかった。彼らは、織布工として、あるいは熟練紡績工として、子供にとっても徒弟にとっても職長であった。すなわち、スメルサーの指摘するように、伝統的家族関係ならびに徒弟制度は妨害されないままであった⁵⁾。

1780年代の水力紡績工場の出現は、紡績と多数の準備工程を家庭から工場に移動させたが、この初期の工場システムも家父長の地位に少しの影響

も与えなかった。なぜならば、水力紡績工場で働く多数の女性や子供たちは、熟練工としての家長を通じて雇用され、かつまた、家長の監督下で労働していたからである。したがって、新しい工場システムの出現は、そこで採用されていた労働力の供給方法が家族雇用であったため、仕事場を、家庭から工場へと移動させたものの、家長と家族成員の関係を変化させるまでには至らなかった。

一方、織布部門にとってこの段階は、手織工の「黄金時代」であった⁶⁾。この時期に、農村地域の至る所で織機小屋が建てられた。このため、織布部門に従事する労働力に対する需要が急増し、それまで紡績工程に携わっていた婦女子も織布工程に従事するようになった。しかしながら、紡績部門における場合と同様に、手織工の黄金時代は、織布工家族の再構成を生ぜしめはしなかった。父親は、相変らず家族経済の長であったし、家族員は彼の下で働いていた。すなわち、織布工家族は、その家族内分業と経済的権威構造を放棄せず、紡績工程と織布工程のいずれか一方に専業するようになっただけであった⁷⁾。

2) 1790~1820年

この時期は、紡績部門にあっては、蒸汽機関が導入され、工場システムが抬頭し、他方織布部門では、力織機の出現により手織工が駆逐される悲惨な過程がみられた時期であった。

第一段階における水力紡績工場の時期から、紡績部門の賃金水準は他産業のそれよりも高く⁸⁾、またしばしばイギリス経済を襲った不況にも打撃を被らなかった。この相対的に有利な雇用状況が、急速に増加した都市(=工業化した農村)工場に、周辺農村地域から、さらにはイングランド、スコットランド、アイルランドからも人々を引き入れた要因の一つであった。また、19世紀に入って、水力紡績工場が衰退し始めたことと、徒弟制

1) Neil J. Smelser, *Social Change in the Industrial Revolution*, 1972, pp. 182ff.

2) E. Bains jun., *History of the Cotton Manufacture in Great Britain*, 1935, pp. 182—185.

3) T. S. Ashton, *The Industrial Revolution*, (中川敬一郎訳, 『産業革命』, 1973, 84頁)。

4) F. Engels, *Condition of the Working Class in Britain in 1844*, 1895, pp. 5—6, (武田隆夫訳, 『イギリスにおける労働階級の状態』, 30—32頁)。

5) Neil J. Smelser, op. cit., 1972, p. 185.

6) T. S. Ashton, 前掲書, 1973, 87頁。

7) Neil J. Smelser, op. cit., 1972, p. 205.

8) F. Collier, Ibid., p. 4. 1818年の紡績工場労働者の賃金は、一般に職人のそれよりも高く、子供でさえ手織工よりも多く稼ぐことができた。

度に対するイギリス国内の関心の高まりの結果、工場での徒弟の雇用が制限されだしたことが⁹⁾、この傾向をより強めた。だが、蒸気力紡績機を使用した場合、紡績に伴う諸工程においては、技能を持たない労働者（そのほとんどは婦女子であった）が多数必要であったが、紡績それ自体においては、水力紡績機の場合以上に高度の技能が要求された。そこで、紡績工や諸工程の監督者として都市の工場で雇用されたのは、以前から木綿産業に携わっていた周辺農村地域の成年男子であり、他方、その大部分が非熟練工であったところの移民家族の父親の多くは、当時すでに衰退の道を歩んでいた手織工にならざるを得なかった¹⁰⁾。すなわち、スメルサーの指摘するように、蒸気力紡績機の発達は、女性や子供に父親以上の雇用の機会と収入とをもたらし、その結果、家族内の主たる稼ぎ手としての父親の地位は危機に曝され、家族構成員はその伝統と連帯を犠牲にして工場内に分散させられた¹¹⁾。

しかし、父親が都市紡績工場で職を得ていた労働者家族にとっては、婦女子の経済的地位の上昇は直接的に家父長制的家族の特質の完全な衰退を意味するものではなかった。その根拠として、蒸気力工場での雇用システムがキンシップ紐帯に基礎を置いていたことと、工場内部に強力な共同体的紐帯が存在していたことの二点を挙げることができる。

第一点の雇用システムについてであるが、蒸気力紡績工場では、水力紡績工場の場合と同様に、紡績工が直接自分の助手を雇い入れていた。そこで彼らは、家族収入を増やすために、自分の妻や子供、あるいは近親者を助手として採用した¹²⁾。さらに、19世紀になると、綿紡績工労働組合は、

自らの利益を守るために、紡績工の家族ないしは親族以外の者が紡績工の助手や見習いとして採用されることを制限した¹³⁾。この家族雇用システムは、紡績工が家父長として行使しうる伝統的権威を永続させる方向に作用した。父親が家族に対する経済的権威と子供に対する職業訓練の役割を保持していたという意味で、父親の家長権は侵害されていなかったと考えられる。

さて、親子が同一の職場で労働するということは、経済的権威と職業訓練の役割を父親の手中に保持することを可能にただけでなく、先に挙げた第二の根拠である工場内における共同体的紐帯の成立の基礎となった。父親が工場内で行なった子供の社会化は、単に職業訓練だけでなく、いわゆる「行儀作法」と呼ばれるところの道徳的側面にまで及んでいた。紡績工たちは、自分の子供だけでなく工場内のすべての若者に対しても同様の立場に立っていたのであった¹⁴⁾。すなわち、既婚の紡績工は、未婚の労働者全員に対して「父親」としての道徳的権威を行使し、工場内に一つの家族的共同体を構成していたのである。このように、蒸気力紡績工場は、既婚労働者から未婚労働者へと流れる一連の道徳的統制によって貫ぬかれた一個の共同体をなしていた。

以上述べてきたごとく、明らかに本来非人格的な社会関係を構成するはずの工場内に浸透していた親族紐帯と共同体的結束に基礎を置く統制のネットワークが、工場生活の匿名性の登場を延期させていた。ここで採用されていた家族雇用システムは、純粋に契約に基づく雇用関係の出現を阻止し、家父長制的家族がもっていた二つの結合原理、すなわち血の共同の原理と仕事の共同の原理との融合による家父長制的性格を工場内に移行せ

9) J. L. Hammond, *The Town Labourer 1760—1832*, 1967. p. 58. 1802年のピールの「徒弟の健康と徳性に関する法令」により、労働時間が制限され、最低水準の衛生と教育が、徒弟を雇用する場合要求された。また、1816年の法令は、ロンドンの *workhouses* が、半径40マイル以上離れた地域に、収容されている子供たちを徒弟として送り込むことを禁じた。

10) F. Collier, *op. cit.*, 1964, p. 3.

11) N. J. Smelser, *op. cit.*, 1972, p. 188.

12) *Ibid.*, pp. 189—190.

13) *Ibid.*, p. 189. 例えば、マンチェスターの綿紡績工組合は、1772年と1795年に、紡績工に対して、彼ら自身の子供以外に紡績技術を教えることを禁じ、それ以外の者が紡績技術を習得しようとした時には、1ポンド1シリング支払うことを義務づけた。

14) *Ibid.*, pp. 190—191.

しめ、さらに工場内の擬制的親子関係に基づく共同体の結束が、この融合関係を一労働者家族の成員間だけでなく全工場構成員にまで拡大させた。ここにスメルサーをして、この段階の家族を「伝統的労働階級家族からの離脱はまだ完全というにはほど遠かった」¹⁵⁾と把握せしめる根拠がある。

しかしながら、紡績部門における家父長制的家族の存続は、織布部門、すなわち手織工家族には当てはまらない。前段階で彼らが経験した「黄金時代」は長くは続かなかった。黄金時代以来の手織工家族と機織小屋の激増、そして1784年の力織機の発明により、19世紀初頭には手織工は完全な過密状態となった。1810年代に入ると、手織工に支払われる労賃は下降し続け、その後の20年間で半分から約三分の一にまで減少した¹⁶⁾。この時期の織布部門の歴史は、労賃の低下を伴う過密の歴史であったのである。

だが、この織布工家族の収入の減少は、紡績部門の発展により緩和されることになった。多くの、とりわけ都市周辺の織布工家族は、女性や子供たちを蒸気力紡績工場に送り込むことにより、家族収入の維持を計った。しかし、手織工の労賃が下降し続けた結果、子供が紡績工場で稼ぐ賃金は、父親が手織機から得る収入をついに上回るようになった。したがって、子供の紡績工場での労働は、家族の主たる稼ぎ手としての父親の地位を侵食しただけでなく、子供への職業訓練の役割をも彼から奪い去った。この結果紡績工家族においては、まだ家父長制的家族の特質が維持されていたにもかかわらず、織布工家族は家父長制的家族からの離脱の過渡期にはいていたといえる。

3) 1820—1840年

この段階に同時に発生したいくつかの傾向は、紡績工家族の家父長制的構造の破壊にも重大な影響を及ぼした。その中でとりわけ決定的な影響を

与えた傾向は、紡績機におけるテクノロジーの変化と、力織機の工場導入の結果生じた工場労働者の雇用システムの変化であった。

まず紡績機においては、紡錘数の多いミュール紡績機が次々と開発された結果、紡績工一人当りが必要とする助手の数が増加し、彼はもはや自分の家族や近親者だけでは助手をまかなうことができなくなった。この婦女子の労働力に対する急激な需要の高まりは、多数の子供たち、とりわけ手織工の子供たちを紡績工場労働者にした。もう一つの紡績機におけるテクノロジーの変化は、自動紡績機の導入である。これにより機械の生産力が高まって多くの紡績工が解雇されることになった¹⁷⁾。また助手数の増加は、親族紐帯に基礎を置く労働力供給システムを崩壊させ、かくして父親の子供に対する職業訓練の役割を喪失させた。

力織機の普及は、労賃の低落のために前段階にすでに家父制的家族からの離脱を経験しつつあった織布工家族により一層劇的な変化をもたらした。「力織機工場の労働者のほとんどが、婦人と少年達であり、それまで家庭で機を織っていた男たちは、これら婦女子に取って代られた」¹⁸⁾、とハモンドが述べるように、紡績部門におけるテクノロジーの発展同様、力織機は、婦女子の雇用の機会を増大させ、他方、父親からその仕事を奪い去った¹⁹⁾。しかも力織機工場では、これら婦女子労働者は織布工によってではなく、直接工場長によって雇用されていた²⁰⁾。この親族紐帯に基づかない新しい雇用システムの出現により、工場が従来もっていた擬制的家族的性格が変質することになった。

さらに、大部分のいまだに手織機に生活を依存していた手織工家族にとっては事情はより悲惨であった。1820年代に入り、力織機がその中心的地位を獲得するようになるにつれて、手織工に対す

15) Ibid., 1972, p. 193.

16) F. Collier, op. cit., pp. 7, 59, 66.

17) Neil J. Smelser, op. cit., 1972, pp. 195—198.

18) J. L. Hammond, op. cit., 1967, p. 172.

19) イギリスの全力織機工場労働者数に関する資料を呈示することはできないが、この点についての参考資料として、ネフの挙げる数値を引用する。1835～1839年の間に、イギリスの女子工場労働者数は196,383人から242,296人に増加し、1839年において18才以下の子女の労働者数は112,192人であった。そのうち木綿産業に従事する労働者は、全体の56.25%を占めていた。Wanda F. Neff, *Victorian Working Women*, 1966, p. 26.

20) J. L. Hammond, op. cit., 1967, pp. 85—87.

る需要はさらに激減し、彼らの生活水準は第二段階におけるよりもさらに引き下げられた²¹⁾。彼らの経済的地位の下降は、その家族内における性と年齢の関係を逆転させた。先に述べたように、織布工場や紡績工場の門は、手織工の妻や子供たちに対しては開かれていたが、何ら技能を持たぬ父親には閉ざれていた。そこで彼らは、乏しい家族収入を補うため、進んで自らの妻子を工場に送り込んだ。妻たちが家庭に帰るのは、ただわずかの休息をむさぼるためだけであった²²⁾。もはや彼女たちは家事や育事に振り向ける時間もエネルギーも持たなかったで、それらの仕事は家庭に残った夫の役目となった。すなわち、「主婦の労働によって家族は解体したのではなく、その役割を逆転したのであった」²³⁾。

以上われわれは、家父長制的家族として特徴づけられたところの織布工家族が、木綿産業の進展につれて変化する過程を、三つの段階に区分して跡づけ、この過程が、家父長制的支配構造を喪失していく過程であることを明らかにしてきた。この家父長制的家族からの離脱は、職業体系における親族紐帯の稀薄化と同時的に生ずるものであり、それ故に、織布工家族の変質過程は、スメルサーが機能分化として捉えところの近代化の過程の一環として位置づけることができる²⁴⁾。しかしながら、機能の分散移譲は、家族を家父長制的家族から離脱はさせたが、スメルサーが述べるごとく、これは現代社会にみられる核家族の成立をただちに意味するものではない。

その理由は、家父長制的性格を喪失した労働者家族は、居住形態の上からは核家族化と逆の方向をとる傾向にあったからである。たとえば、1857年のランカシャー州プレストンの世帯構成は、三

世代世帯が9%と、先に挙げたラスレットの100の教区の場合の4%に比べて二倍以上に増加していた。また、65才以上の男女の32%は既婚の子供と同居しており、さらに子供以外の親族と同居している事例も13%あった²⁵⁾。このように、19世紀中葉のランカシャーの労働者家族が、夫婦と子供以外に他の親族を含む世帯構成をとるようになってきていたということは、これら労働者家族が、M. ヤングと P. ウィルモットが20世紀のイギリス労働者階級家族のうちに見出した「新拡大家族」‘the new extended family’²⁶⁾への過渡段階に位置していたことを示すものと考えられる。すなわち、産業革命を経て、親族紐帯は職業体系の中ではたしかに稀薄化していったが、他方日常生活における相互扶助の面では、逆に強化される傾向にあった。

では、機能の分散移譲が、家族関係やさらに親族関係に及ぼした変化をどのように捉えることができるだろうか。われわれは、先に、家父長制的な支配構造の下では、血の共同の結合原理と仕事の共同の結合原理の二つが統合されていることを明らかにしてきた。家族が、かつて営んでいた諸機能、とりわけ経済的機能を放棄し、家父長制的支配構造を喪失した時、この二つの結合原理の統合は当然破壊される。T. ガイガーは、社会関係の近代化を、表現的機能を基軸とする直接的・人格的社会関係としての集団第一秩序 *Gruppe I Ordnung* と、手段的機能を軸とするところの即物的、距離的社会関係としての結合第二秩序 *Gesellschaft II Ordnung* の二つの結合領域の両極分化と捉えているが²⁷⁾、このように考える時、家父長制的家族からの離脱の過程は、家族が、二つの結合領域の融合型から、表現的機能を基軸とす

- 21) Rostow, Gayer and Schwartz, *The Growth and Fluctuation of the British Economy 1790—1850*, vol. 2, 1953, p. 487.
- 22) M. Hewitt, *Wives and Mothers in Victorian Industry*, 1958, pp. 21—31; W. F. Neff, op. cit., 1966, pp. 27—30.
- 23) F. Engels, op. cit., 1892, p. 144.
- 24) Neil J. Smelser, ‘Mechanism of Social Change and Adjustment to Change’, in W. A. Faunce and W. H. Form (eds.), *Comparative Perspectives on Industrial Society*, 1969, pp. 37ff.
- 25) M. Anderson, ‘Household Structure and Industrial Revolution’, in P. Laslett (ed.), *Household and Family in Past Time*, 1972, p. 222.
- 26) M. Young and P. Willmott, *Family and Kinship in East London*, 1957, p. 202.
- 27) T. Geiger, *Die Gesellschaft zwischen Pathos und Nüchternheit*, (大本晋訳, 『激情と思慮の間の社会』, 1972)。

る結合領域，すなわち集団第一秩序へと極分化する過程であり，しかもそれは，職業体系における結合第二秩序への分化と同時的に進行するものであると理解される。したがって，19世紀中葉の労働者家族にみられた新拡大家族形成の萌芽も，この結合領域の両極分化の志向線上に位置づけて考えられねばならない。

最後に一言附言しておく。本稿では，産業革命前のイギリス織布工家族を，家父長制的家族として特徴づけ，木綿産業部門のテクノロジーの発展に伴い，かかる家族が家父長制的性格を喪失する過程を跡づけてきた。すでに述べておいたよう

に，家父長制的支配構造の成立は，家族統一の維持に根拠をもつものである。しかし他面，家族を取り巻くより高次の社会集団，とりわけ村落共同体の側からみるならば，それは，村落共同体を貫ぬく支配構造が家族にも波及したという局面を，また封建的土地所有制度としての荘園制を維持するために荘園領主により要請されたという局面をもっていることを看過することはできない。そこで，家族が，家父長制的家族から離脱する過程は，村落共同体の変動との関連においても考察されねばならないが，これは次の課題としたい。